

日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)

全2巻

定価(各巻) **18,000円** (税別・送料別) 全2巻セット価格 **35,000円** (税別・送料別)

第1巻

日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)



DVD22分

第2巻

生活支援員の仕事



DVD18分

協力：社会福祉法人 江東区社会福祉協議会
江東区権利擁護センター「あんしん江東」

制作意図

判断能力が少し低下し始め、金銭の支払いや生活費などの払い出しに不安を感じる方を支援するサービス「日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)」を社会福祉協議会が行っています。

このサービスは、サービスを代行等するだけでなく、定期的に訪問することで、利用者の様々な困難を察知し、トラブルに巻き込まれることを未然に防ぐ役割も担っています。

本映像の第1巻ではサービスを提供する専門員の姿から「日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)」の概要を、第2巻では生活支援員の仕事から利用者の生活を守るためにどのような活動を行っているかを描きます。

現場からの言葉

社会福祉法人 江東区社会福祉協議会 江東区権利擁護センター「あんしん江東」 井上 博さん

これまで、日常生活自立支援事業を紹介する際は、パンフレットや手作りのレジメで説明していましたが、このDVDがあることで、映像で仕事ぶりや内容をお伝えすることが出来るようになり、より具体的で分かりやすいと好評です。また、登録型生活支援員を募集する事業説明会はもとより、地域住民の方や地域包括支援センター・民生委員などの各関係機関への事業説明や講演会などの教材にも活用でき非常に助かっています。

〈対象〉

社会福祉協議会、福祉系大学、短大、専門学校、高等学校、地域包括支援センター、ケアマネジャー、社会福祉士、介護福祉士、民生委員、保健師、福祉事務所、ボランティア、自治体等

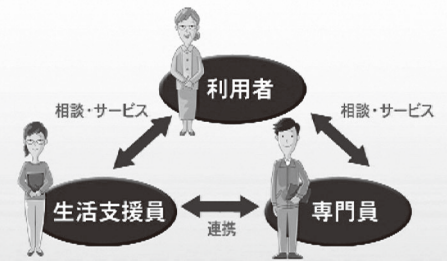
企画
制作
発売

東京シネ・ビデオ株式会社

〒164-0001 東京都中野区中野2-13-21 パールミサト103
TEL (03) 5342-5381 FAX (03) 5342-5384
<http://www.tokyocine-video.co.jp>
Mail: info@tokyocine-video.co.jp

(ご注文はFAXまたはメールにてお願い申し上げます)

利用者の生活を守る



第1巻 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業） 内容 22分

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の内容を実際の利用者の姿と専門員の活動から紹介します。

<内容>

1, オープニング

制度を利用する方の例をドラマで紹介します。

2, 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の概要

制度の内容及び本事業の3つのサービス内容「福祉サービスの利用援助」「日常的金銭管理サービス」「書類等預かりサービス」について図やイラストで紹介します。

3, サービス提供の流れ（相談受付→調整→支援計画の作成→契約→サービスの提供）

〔実際のサービス提供の様子〕利用者のAさんは、心臓の持病を抱え、足も不自由なため、一人で行う買い物や金融機関に行くのが難しい方です。そこで、日常生活自立支援事業の申し込みをしました。早速、専門員が伺い、お話を聞きながら、Aさんのニーズを確認しました。その後、数回訪問ののち、支援計画の立案、提示を行い、相談の上、銀行の払い戻しや福祉サービスの支払い、郵便物の確認などを社会福祉協議会で代行することとなりました。

専門員は、サービス提供の開始後も生活支援員と連携し、Aさんの生活が困難に陥らないよう対応しています。

4, 利用料金の紹介

江東区社会福祉協議会の例をもとに料金を紹介します。

5, 成年後見制度の紹介

認知症や障がい重い場合、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用契約ができない方は成年後見制度を利用することとなります。その概要を図やイラストで紹介します。



第2巻 生活支援員の仕事 内容 18分

生活支援員は、支援計画に沿って利用者のお宅に訪問し、サービスを提供する仕事です。実際に行っている姿から、その仕事内容を描きます。

<内容>

1, 生活支援員の仕事内容の概要

生活支援員の仕事の概要を図やイラストを用いながら紹介します。

2, 生活支援員の仕事の様子

〔実際のサービス提供の様子〕利用者のBさんは軽い認知症とパーキンソン病を患い、歩行が困難な方です。気力も低下し、事務手続きも難しいため、サービスを利用することとなりました。利用しているサービスは「福祉サービスの利用援助」「日常的金銭管理サービス」「書類等預かりサービス」で、月1回1時間の契約で生活支援員が訪問しています。

訪問は、挨拶の後、雑談から始まります。利用者の生活で困ったことはないかなどニーズを探すためです。続けて、郵便物の確認を行い、利用者がトラブルに巻き込まれる情報がないか確認します。そうした確認が終わると、話し合っただけで決めた金額を渡します。Bさんはかつて、ガスの点検を装った業者を家にあげてしまい金銭の被害を受けているため、生活支援員は、その後、そうした人が訪れていないかなども気を配っています。

訪問が終わると、事務所に戻り、専門員にBさんの現状について報告し、場合によっては他機関と連携し、Bさんの生活を守ることに努めます。

3, 生活支援員になるには？

東京都江東区の場合を例に、募集方法を紹介します。

